

患者様・ご家族様へ

平成 29 年 7 月 1 日（土）から
外来診療費の計算方法が変わります

平成 29 年 7 月 1 日より、許可病床数を“199 床”に変更致します。
これに伴い、厚生労働省が定める診療報酬点数の計算方法が変わるため、
これまでと診療内容が同じ場合でも自己負担額が増えることがあります。
何とぞ、ご理解下さいますようお願い致します。

《医療費の計算方法が変わる主なもの》

1. 再診時の「外来診療料」が「再診料」に変わります。
今まで外来診療料に含まれていた検査や処置の費用が個別に発生するようになります。
2. 再診時の投薬や注射に「外来管理加算」が加わります。
3. 特定の疾患（悪性新生物、糖尿病、高血圧、胃潰瘍、肝疾患）で通院されている方は「特定疾患療養管理料」の費用が発生します。（月 2 回まで）また、院外処方箋が交付される場合は、「特定疾患処方管理加算（65 点または 18 点）」が加わります。
4. 脂質異常症・高血圧症・糖尿病の治療中の方は「生活習慣病管理料」の費用が発生します。（月 1 回）
5. 電話による再診を行った場合、「再診料（72 点）」の費用が発生します。
6. 今後、紹介状をお持ちでない方の初診に係る費用「選定療養費（1,620 円）」は生じません。ご病気でお困りの際は、遠慮なくご相談ください。

ご不明な点がございましたら、医事課窓口までお申し出ください。

杏雲堂病院 院長